

# 国民年金 コーナー

国民年金保険料の  
免除制度  
【全額免除】

国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入するものです。保険料の納付を続けることで、老齢基礎年金や万が一のときの障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取れる制度です。

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合には、所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付が免除されますので、免除制度を利用しましょう。

## ●免除制度の種類

国民年金の保険料免除制度には「法定免除」と「申請免除」の2種類があります。「法定免除」は、障害年金や生活保護法の生活扶助を受給している方などが届け出

を行うことで保険料の納付が免除されるものです。

「申請免除」は、本人からの申請によるもので、前年の所得が一定基準以下であれば、保険料の納付が全額免除されます。（一部納付制度・若年者納付猶予制度もあります。）

## ●全額免除制度

次の所得基準の範囲内にある方が対象となります。

・所得基準  
本人（申請者）・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得が、次の計算式で計算した金額の範囲内であること。

### 【計算式】

（扶養親族等の数+1）×35万円+22万円

### 【例】

◎单身世帯の場合

（0人+1）×35万円+22万円  
＝57万円

※学生および任意加入被保険者の方は、対象外です。

※学生の方で保険料の納付が困難な場合は「学生納付特

例制度をご利用ください。

## ●手続き

免除の申請は、住民票のある市町村へ「国民年金保険料免除申請書」を提出してください（申請書は役場窓口または年金事務所にあります）。

手続きに必要なものは次のとおりです。

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号が分かるもの
- ②認め印（本人が署名する場合は不要）

## ●免除期間の年金額

保険料が全額免除された期間は、保険料を全額納付したときに比べて年金額の2分の1（平成21年3月分までは3分の1）が支給されます。

閩郡山年金事務所

☎024-932-3434

閩町民生課

☎72-6933

## 小野町戦没者追悼式 の開催について

勤労青少年ホーム

小ホール

7月25日（木）

午後1時30分～

幾多の戦禍の犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、恒久平和への誓いを新たにするため、次のとおり小野町戦没者追悼式を開催します。

戦没者のご遺族の方は、参列いただきますようご案内します。

○日時

7月25日（木）

午後1時30分から

○場所

勤労青少年ホーム

小ホール

閩健康福祉課

☎72-6934